

豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症、知的障がい及び精神障がいにより判断能力が十分でない者の権利擁護を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度の利用に要する費用について、負担することが困難な者に対し、豊田市がその費用を助成するうえで必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語の定義は次のとおりとする。

（1）被後見人等

民法に規定する後見、保佐又は補助の開始の審判を受けた者、又はこれらの審判の申立ての対象となっている者をいう。

（2）審判請求費用

成年後見制度の利用開始に係る審判の申立てに要する費用（収入印紙代、切手代、診断書作成料、戸籍・住民票取得費用、鑑定費用）をいう。

（3）後見人等報酬費用

成年後見人、保佐人、補助人及び後見監督人等に対し、家庭裁判所が付与を決定した報酬をいう。

（助成の共通要件）

第3条 この要綱に基づく助成の対象となる者は、被後見人等であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

（2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付等を受けている者

（3）別表に掲げる要件のすべてに該当する者

（4）前各号に準ずるものとして、市長が特に認める者

（審判請求費用の助成対象者）

第4条 審判請求費用の助成対象者は、成年後見制度の利用開始に係る審判の申立てを行い、当該審判が確定した者（以下「申立人」という。）であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

（1）審判請求の対象者が、原則として豊田市に住民登録されている者又は法令等により豊田市が援護の実施者である者

（2）被後見人等が前条に規定する要件に該当すること。

（3）申立人及びその属する世帯のすべての世帯員が前条に規定する要件に該当すること。

（審判請求費用の助成方法）

第5条 審判請求費用の助成を受けようとする者は、様式第1号に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、申請することができる。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、様式第2号により申立人に通知するものとする。

（後見人等報酬費用の助成対象者）

第6条 後見人等報酬費用の助成対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

（1）被後見人等が、原則として豊田市に住民登録されている者又は法令等により豊田市が援護の実施者である者

（2）被後見人等が第3条に規定する要件に該当すること。

（3）家庭裁判所により、後見人等に対する報酬付与の審判がなされていること。

（後見人等報酬費用の助成方法）

第7条 後見人等報酬費用の助成を受けようとする者は、様式第3号に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

3 市長は、申請内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、様式第4号により申請者に通知するものとする。

4 被後見人等の配偶者、直径血族又は兄弟姉妹が後見人等又は後見監督人等となっている場合は、後見人等報酬費用の助成を行わないものとする。

5 振込先は、被後見人等の口座とする。ただし、助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合において、当該被後見人等の相続人又は相続財産管理人から報酬の全部または一部を受領することができないときは、報酬付与の審判を受けた後見人等又は後見監督人等の口座に振込をすることができる。

6 助成額の上限は、次の各号のとおりとする。ただし、家庭裁判所が審判した対象期間の始期及び終期の属する月については、当該付きの日数の半数以上が報酬対象期間に算入される場合に限り1月とみなす。

（1）豊田市及び豊田市成年後見支援センターが実施するとよた市民後見人養成講座を修了し、とよた市民後見人として市長が認めた者（以下、市民後見人という。）が後見人等に選任されている被後見人等については、後見人等又は後見監督人等一人あたり、月額8,000円

（2）（1）に定める市民後見人以外が後見人等又は後見監督人等に選任されている被後見人等のうち、厚生労働省の定める社会福祉施設（第1種社会福祉事業に該当するものに限る。）に入所又は医療機関に入院し、在宅での生活が困難な者については、後見人等又は後見監督人等一人あたり月額18,000円を。その他の者については月額28,000円

（助成金の支払）

第8条 市長は、第5条第3項及び前条第3項の規定により助成の決定をしたときは、決定の日から起算して30日以内に助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があると認めたときは、既に支払った助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（情報の取扱い）

第10条 市長は、被後見人等に対し必要な支援を行うことを目的として、本人又は申立人若しくは後見人等の同意を得たうえで、本事業により得られた情報を、豊田市成年後見支援センターに提供し、共有する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	要件
1	市町村民税非課税であること。
2	年間収入が150万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
3	預貯金等の額が350万円以下であること。ただし被後見人または申立人が世帯の主たる生計維持者である場合は、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
4	その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと。